

仕 様 書

委託業務の名称 旭中継施設受付計量業務

委託業務の箇所 旭中継施設（旭市ニの5938番地1）

この仕様書は、旭中継施設受付計量業務の概要を示すものであり、受注者は現状に応じて、ここに記載されていない事項については、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と協議の上、誠意をもって行うものとする。

1 業務の目的

旭中継施設（以下「中継施設」という。）に搬入される一般廃棄物の計量業務について、関係法令に基づき適正に実施することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 中継施設の計量所において、車両等により搬入される一般廃棄物等の計量を行い、必要に応じ手数料（現金）の受領及び領収証の発行を行う。また、計量時に必要な説明を行うものとする。
- (2) 受付終了後、中継施設の事務所内において、手数料（現金）の精査をし、発注者が指示する日計票等帳票を作成し発注者へ提出する。
- (3) 上記(1)、(2)に付帯する業務（計量所内の清掃等）を行う。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務に必要とされる要件

- (1) 労働安全衛生法に基づく適正な健康管理が図れること。
- (2) 受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- (3) マイクロソフトエクセル・ワードの基本的な操作が出来ること。

5 人員及び業務実施基準

- (1) 業務にあたっては、計量所内に常時1名以上配置し、計量業務終了後は、管理棟（事務所）へ移動し、必要な業務を行う。
- (2) 配置する従事者の内、1名を主任従事者とし、主任従事者は、一般廃棄物処理施設の計量業務において3年以上の業務実績を有するものとする。
- (3) 前月の25日までに、翌月の従事者予定表を発注者に提出し、予定従事者を報告すること。25日が休日の場合はその前日とする。また、変更がある場合は変更後の従事者予定表を提出すること。
- (4) 予定従事者が業務を遂行することが困難な場合、速やかに交代要員を派遣し、業務に支障のないようにすること。

6 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日 原則日曜日を除く毎日。
ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの間）を除く。
- (2) 勤務時間 原則午前8時30分から午後5時15分まで
【受付】午前8時30分から正午、午後1時から午後4時
ただし、1日あたり実労働時間7時間45分の範囲で、始終業時刻を協議により変更する場合がある。

7 つり銭

業務に必要なつり銭は、受注者が用意するものとする。

8 賠償

業務により受領した手数料（現金）については、当日中に精査し、過誤納が生じた場合は、速やかに発注者に報告を行い、過誤納金を賠償しなければならない。

9 その他

- (1) 受注者は、災害、事故、その他やむを得ない理由により業務に支障が生じ、又は生じる恐れがあるときなどの緊急時には、直ちに発注者へ連絡するとともに適切な対応を行うこと。
- (2) 受注者は、緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。
- (3) 業務中、万が一事故が発生した場合は、受注者の責任においてその解決に努めること。また、受注者の故意又は重大な過失により発生した事故によって、発注者及び第三者に危害及び損害を及ぼした場合には、速やかに復旧し、それに必要なすべての費用を受注者が負担すること。
- (4) 異常気象等の天災により、安全な業務の履行が困難となることが予想される場合は、発注者と受注者による協議の上、勤務日及び勤務時間の変更並びに業務の休止をすることができるものとする。なお、業務の履行が困難な状況が発生した際も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議の上、定めるものとする。